

令和7年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託

2 目的

岩手県教員と雲南省教員との相互交流を深めるとともに、本県教員の一層の指導力・分析力の向上や、児童生徒のグローバル人材の育成・学力向上を図る。

3 実施期間等

(1) 雲南省教員等訪問団受入

令和7年8月25日(月)～8月29日(金)

雲南省の教員等6名、岩手県随行者2名

(8月26日～8月29日の岩手県内は随行者4名程度になる場合もある)

(2) 岩手県教員等雲南省派遣

令和7年11月16日(日)～11月23日(日)

岩手県教員等3名

4 業務内容(行程表及び経費項目は別紙のとおり)

※下記(1)～(2)について、予約及び支払・納品業務を行うこと。

(1) 雲南省教員等訪問団受入

ア 国内移動の手配に関すること(公共交通機関利用)

月日	区間	特記事項	乗車人員
8月25日(月)	盛岡駅⇒羽田空港	盛岡駅から東京駅間は、はやぶさ利用。雲南省訪問団が利用する航空便に合わせて手配すること。	大人2名
8月26日(火)	東京駅⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人8名
8月29日(金)	盛岡駅⇒東京駅	盛岡駅から東京駅間は、はやぶさ利用。	大人8名
8月29日(金)	羽田空港⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人2名

イ 借上バスの手配に関すること(中型バス以上、運転手、バスガイド含む)

月日	内容	乗車人員
8月25日(月)	羽田空港⇒東京都文化施設視察	大人8名
8月26日(火)	東京都宿泊先⇒東京駅 ※バスガイド不要	大人8名
8月26日(火)	盛岡駅⇒盛岡市内	大人8名
8月27日(水)	盛岡市⇒金ヶ崎町⇒盛岡市	大人8名
8月28日(木)	盛岡市⇒一関市⇒平泉町⇒盛岡市	大人8名
8月29日(金)	盛岡市⇒県庁⇒盛岡市内⇒盛岡駅	大人8名
	東京駅⇒羽田空港 ※バスガイド不要	

※県内の乗車人員は、変更する場合があること

※視察先の急な変更により、移動については軽微な変更の可能性もあること。

ウ 食事の手配、県主催歓迎レセプション及び歓迎夕食会の開催に関すること

月日	内容	人員
8月25日（月）	昼食（東京都内）	大人8名
	夕食 宿泊先内レストラン（飲料含む） ※宿泊先内で手配できない場合は、宿泊先周辺の飲食店で手配すること。	
8月26日（火）	昼食（盛岡市内）	大人8名
	夕食（盛岡市内） 歓迎レセプション（飲料含む） ※1 会場は宿泊ホテル内で手配すること。 ※2 会場には横看板及び卓上装花を設置すること。 ※3 本県の地酒及び郷土料理を提供すること。 ※4 控室を会の開始1時間前から開会まで手配すること。 ※5 その他レセプション開催に必要なこと。	大人21名
8月27日（水）	昼食（金ケ崎町 or 盛岡市内）	大人8名
	夕食（盛岡市内）（飲料含む）	大人8名
8月28日（木）	昼食（平泉町内）	大人8名
	夕食（盛岡市内）（飲料含む）	大人8名
8月29日（金）	昼食（盛岡市内）	大人8名
	夕食（羽田空港内）（飲料含む）	大人8名

エ 宿泊場所の手配に関すること

月日	内容	部屋数
8月25日（月）	以下のホテルから手配すること。 ・リッチモンドホテルプレミア浅草 ・浅草ビューホテル ※ 上記ホテルの確保が困難な場合には、東京駅から車で30分圏内の上記ホテルと同等クラスのホテルとすること。	シングル8室

8月26日（火） 8月27日（水） 8月28日（木） （盛岡市内）	次の優先順位でホテルを手配すること。 1 ホテルメトロポリタン盛岡本館 2 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング ※1 上記ホテルの確保が困難な場合には、同等クラスのホテルとすること。 ※2 盛岡駅からホテルまで徒歩で10分以上要する場合は、ホテルまでの交通手段を確保すること。 ※3 原則として、同じホテルとすること。 ※4 初日にお着き菓子を用意すること。（内容については県教委と協議の上、決定とするもの）	シングル9室 シングル7室 シングル7室 （朝食付き）
--	--	--------------------------------------

※客室は、原則として、全て禁煙とし、無料でWi-Fiがつながるホテルとすること。また、客室ランクは、DXシングルより上のランクにすること。

オ 入場、ガイド等の手配に関する事

月日	内容	人員
8月25日（月） （東京都）	・東京都文化施設視察 浅草、東京タワー、東京大学、早稲田大学（観光ガイドによる案内で可） ※詳細については、県と協議をして決定すること。	大人8名
8月26日（火）	・盛岡市内文化施設視察 岩手銀行赤レンガ館、盛岡八幡宮、鈴木盛久工房、岩手手作り村（観光ガイドによる案内で可） ※詳細については、県と協議をして決定すること。	大人8名
8月28日（木）	・平泉（中尊寺、毛越寺）での中国語観光ガイド及ガイド交通費	大人8名
8月29日（金） （岩手県）	・盛岡市視察 雲南省訪問団が本県での記念品等を購入できる商業施設	大人8名

カ 記念品の手配に関する事

雲南省教員等訪問団への記念品の手配・購入・納品

※品 目：県産品とし、県と協議して決定すること。

※納品時期：8月上旬

※納品先：県庁10階 学校教育室

キ 諸雑費の支払に関する事

（ア）バス駐車料金

（イ）高速道路利用料金

（ウ）お着き菓子

（エ）水（ペットボトル）500ml×40本

（オ）その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

※（ウ）の内容について、県と協議をして決定すること。

(2) 岩手県教員等雲南省派遣

ア 国内移動及び宿泊先の手配に関すること

月日	区間	特記事項	乗車人員
11月16日(日)	盛岡駅⇒羽田空港	盛岡駅から東京駅間は、はやぶさ利用。	大人3名
11月23日(日)	羽田空港⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人3名

※派遣者の居住地によっては、やまびこ利用となることもあること。

イ 航空券の手配（空港施設利用料、空港税、燃油サーチャージ含む）

月日	区間	搭乗者数
11月16日(日)	羽田空港⇒上海市空港	大人3名
11月17日(月)	上海市空港⇒昆明長水空港	大人3名
11月22日(土)	昆明長水空港⇒上海市空港	大人3名
11月23日(日)	上海市空港⇒羽田空港	大人3名

※上海で利用する空港は、上海虹橋空港又は上海浦東空港のどちらでも可

ウ 渡航先での移動用借上専用車の手配（全行程に現地ガイドをつけること）

月日	内容	乗車人員
11月16日(日)	上海市空港⇒上海市内	大人3名
11月17日(月)	上海市内⇒上海市空港	大人3名
11月22日(土)	上海市空港⇒上海市内 ※上海市内視察：外灘、豫園、新天地 等	大人3名
11月23日(日)	上海市内⇒上海市空港	大人3名

※上海で利用する空港は、変更する場合があること

エ 宿泊場所の手配

月日	内容	部屋数
11月16日(日) 11月22日(土) (上海市内)	上海メトロパーク吉臣ホテル ※1 上記ホテルが確保できない場合は、同クラスのホテルとすること。 ※2 客室は、原則として、全て禁煙とし、無料でWi-Fiがつながるホテルとすること。	シングル3室 (夕食・朝食付)

※食事について、ホテルでの手配ができない場合、ホテル最寄りのレストランとすること。
また、費用については、ホテルでの食事代と相当程度とすること。

オ 記念品の手配

雲南省訪問先への記念品の手配・購入・納入

※品 目：県内品とし、県と協議して決定すること。

※納品時期：10月中旬～10月下旬

※納品先：県庁10階 学校教育室

カ 諸雑費の支払

- (ア) 渡航先で利用する Wi-Fi レンタル料、海外用携帯電話
- (イ) 海外保険料
- (ウ) 記念品等輸送料

(3) 共通事項

航空機を含めた交通機関の利用便、バスによる移動行程、宿泊施設、食事会場（県主催歓迎レセプション及び歓迎夕食会を含む）及び視察施設等については、県と協議の上決定するものとする。

(4) 報告書の作成

業務の内容を取りまとめた報告書（A4判・様式任意）を県と協議の上作成し、令和7年12月15日（月）までに県に提出すること。

(5) 納品成果物等

報告書 紙媒体2部

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明記した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託の制限」イにより受託者から委託を受けたもので本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、

漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。